原判決を破棄する。 被告人を懲役一年六月に処する。

この裁判の確定した日から三年間右刑の執行を猶予する。 原審及び当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、検察官峰逸馬が提出(作成名義は増田豊)した控訴趣意書 に、これに対する答弁は、弁護人松下照雄、同斉藤正和が連名で提出した答弁書 に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。 所論は、要するに、原判決は、本件の公訴事実である「被告人は、昭和五六年七

月五日午後一〇時二〇分ころ、千葉県市川市ab丁目c番d号先路上において、A 1 (当時三一年)に対し、その右顔面付近を足蹴にして、同人をコンクリートの路 上に転倒させる暴行を加え、よつて同人に頭蓋骨骨折等の傷害を負わせ、よつて、 同月一三日午前一一時二五分ころ、同市ef丁目g番h号所在のB1病院において、同人をして右傷害による脳硬膜外出血及び脳挫滅により死亡するに至らしめた ものである。」との事実について、その外形事実を認定したうえで、被告人の本件 行為は誤想防衛に該当して故意が阻却され、また右誤想したことについて被告人に は過失も認められないので、被告人の本件行為は罪にならないとして、被告人に無 罪を言い渡したけれども、本件を目撃した証人らの証言等によると、被害者が、C 1及び被告人に対し、急迫不正の侵害をなした事実は存在しないばかりか、被告人 において右の侵害があるものと誤想するに足る事実すら認められないのであるか ら、本件は、正当防衛はもちろん誤想防衛の成否を論ずる余地のない事案というべきであるのみならず、仮りに被害者がフアイテイグポーズのような姿勢をとつたこ とがあつたとしても、被告人の本件回し蹴りの行為はやむを得ない反撃行為に当た らないばかりか、相当性を欠くものであり、また、被告人が急迫不正の侵害がある ものと誤想したとしても、誤想したこと自体重大な過失を含む極めて軽率な判断で あつて、誤想したことにつき相当な理由があつたとはいえず、したがつて、誤想防 衛は成立しないものであるから、被告人に対し無罪を言い渡した原判決には判決に 影響を及ぼすこと明らかな事実の誤認があるとともに、ひいては誤想防衛に関する 法令の解釈適用を誤つた違法があるから、原判決は破棄を免れないと主張する。

よつて、所論にかんがみ記録を精査し、当審における事実取調べの結果をも参酌 して検討すると、以下において認定するとおり原判決には事実を誤認し、ひいては 誤想防衛に関する法令の解釈・適用を誤つた違法があるものと認められる。

A 1のC 1に対する暴行について。 本件の発端となつたA1のC1に対する暴行の有無、程度、態様等につい て検討するに、本件各証拠によれば、

(一)、本件の被害者であるA1(当時三一歳、以下「被害者」という)は、本件当日の昭和五六年七月五日午後六時すぎころから、知人で日頃から親しくして いたC1夫妻、D1夫妻を自宅に招いて飲食を共にし、次いで妻E1もまじえて右の全員で午後八時ころから近くの同市ai丁目所在のスナック「F1」に赴き飲酒 たので、タクシーを呼んだ方がよいのではなかろうか等と案じて店外に出て、右被 害者らの傍に赴いた。

被害者は、右酩酊したC1を連れ帰るべく同女をなだめながら右「F1」の店舗 前の幅員約七・三メートルの県道を横切り、同店と反対側の同市ab丁目c番d号 所在の I 1 方倉庫前コンクリート舗装された車寄せ上まで同女を連れて行つたが、 そのころ同女の夫が右店内に戻つたのに気付いた同女が、「てめえ出てこい」など といつて自分の夫を罵りながら暴れ出したため、被害者が、「やめなさい」などといつてなだめながら同女の腕を押えるなどすると、今度は同女は被害者に対し「お前、A1、うるさい」、「放せ」など毒づいて暴れ、被害者の手を振り払おうとす るなどして同女と被害者とが揉み合う状態となつたが、そのうち同女は背後にあつ た前記倉庫の鉄製シヤツターに大きな音を立てて頭部ないし背中をぶつけ、そのま ま右コンクリート上に尻もちをつく形で転倒した。 (二)、右C1が右のように転倒した経緯について、被告人は原審公判廷にお

いて、「男の人は女の人の腕をつかまえて、強く引つ張り回そうとしておりました。女の人はそれをのがれたいというふうにしておりました。どうしてわかつたか というと、彼女の髪が非常に揺れておりましたんで、一生懸命のがれようとしてい るということがわかりました。」「そのあと直ちに男の人が女の人を道に投げ倒し たのを見ました。それははつきり見ました」旨供述し、当審公判廷においても略同 趣旨の供述をし、また、被告人の司法警察員に対する供述調書中にも「白い半袖の Tシヤツを着た男が、髪を長くのばした色付きのドレスを着た女の人に向かつて、 その理由はわからないが、投げ転ばす暴行を加え、その女の人を、建物のシヤツターにぶつけた」旨の供述記載があるけれども、他方において現場で右の状況を目撃 した目撃証人の証言をみると、まず原審証人G1は、検察官の主尋問に対して、被 害者が右C1の腕を持つていたが、同女が「ふざけるんじやない」と言つて被害者 の腕を払つたら、後ろのシヤツターにぶつかり、そして尻もちをついたという感じ になった旨証言しながら、弁護人の反対尋問に対しては、被害者が右C1の左腕辺 りを払いのけるようにしたら同女が倒れて尻もちをついたという趣旨の証言もして おり必らずしも明確ではないけれども反対尋問に対する証言どおりとしても、被害者が右C1の腕を払いのけるようにしたら同女が尻もちをついたというのであり、 また、原審証人H1も検察官の主尋問に対しては、右C1は酔つていたため倒れた のではないかと思うが余り記憶していない旨証言しているが、弁護人の反対尋問に おいて、検察官の取調べを受けた際には、右C1がおとなしくならないので被害者 が押したらシヤツターにぶつかつた旨供述しているが、どうかとの問に対し、取調べては記憶のとおり話したが、今は記憶していない旨証言しており、右反対尋問に対する証言どおりとしても、被害者が右C1を押したらシヤツターにぶつかつたというのであり、また原審証人J1は、酔つていて、もみ合つて転んだんではないかと思う旨証言し、さらに原審証人E1は、被害者が右C1の手を持つていたので、日本が放せと言って自公で手を振ることとなって、被害者が口いが減にしたされる 同女が放せと言つて自分で手を振ろうとした時に、被害者がいい加減にしなさいと 言つて手をぱつと離したら、同女は尻もちをついた旨証言していて、目撃者の証言 は必らずしも一致していないけれども、右供述記載、各証言に前記認定のような右 の事態に至るまでの経緯を併せ考えると、精々被害者が、酔つて暴れるような状態の右C1をなだめながらその腕を持つていたが、同女が放せといつて自分で手を振りほどこうとしたので、その手を引つ張つた、または振り払つた、若しくは押したら同女が尻もちをついて倒れたというものであると認められるのであつて、前記の状態をよって原来なびと思いませた。 被告人の原審及び当審公判廷における供述、司法警察員に対する供述調書中の供述 記載はその態様が誇張されていて必らずしも措信し難いものと考えられる。もつと も、前記証人C1の証言によると、事件直後に同女の肘と手首の間にあざが認めら れ、また後頭部にこぶが出来ていたことが認められ、弁護人は、右の事実をもつ 被害者が怒つて同女を投げ飛ばした証左であるもののように主張し、なる程右 後頭部のこぶはシヤツターにぶつかつた際に生じた可能性を否定することはできないけれども、前記認定のように同女はひどく酩酊していたものであるから、制禦力 を失つていてひどくぶつかつたものと認めるのが相当であつて、投げ飛ばすような 強い暴行によつて生じたものとは必らずしも認めることはできない。また、右あざ の生じた原因は証拠上不明というほかないが、ただ倒れた際に生じたものとして も、右と同様強い暴行によつて生じたものとは必らずしも認めることはできないも のというほかない。また、弁護人は、右C1が、被告人に対し、「ヘルプミー」と繰り返し叫んでいたのも、被害者の怒りから逃れようとして必死に助けを求めた態度の現れにほかならないと主張するけれども、後記認定のように同女が「ヘルプミ -、ヘルプミー」と叫んだのは、被告人が同女を抱えて助け起こそうとした際であ つて、酔つた同女が、外国人であるのに気付いて英語で右の如く叫んだ真意は証拠 上明確ではなく、ただその場の状況から判断して、右弁護人所論のように被害者の 怒りから逃れようとして必死に助けを求めたものと断定することはできないものと 考える。

(三)、然しながら、後記認定のように、被告人は「やめなさい。レデイですよ」などと言いながら被害者と右C1との間に割つて入つたことは証拠上動かし難い事実であり、また、前記認定のような本件現場の状況の経緯について、被告人はこれを全く知るに由ないものであつたこと、当時は夜間であつて、街路灯などはあつたものの、現場には照明はなく薄暗く人の見分けがつく程度の状況であつたことなどの諸事情に徴すると、暴行の程度は前記の程度であつたとしても、被告人は、捜査段階以来一貫して供述しているように、その外形状況から被害者が女性に不法な暴行を加えたものと思い込んでいたものと認められる。

二、 急迫不正の侵害があつたとの被告人の誤信について。

次に、急迫不正の侵害があつたとの被告人の誤信の有無について検討するに、 (一)、 まず、本件各証拠によると、被告人は英国人であり、昭和四八年英国 滞在中の日本人K1と結婚し、同年同女とともに来日し、以来日本に居住している ものであるが、本国において空手を習つていたこともあつて、日本の各種の武道に 興味を抱いて空手、居合道、杖道、柔道、中国拳法等を習い、本件当時剛柔流空手 三段、居合道三段、杖道二段、柔道一級の腕前を有し、昭和四九年三月以降本件当 時までL1外語学院で英語の教師をしていたものである。

被告人は、本件当夜、映画を観て地下鉄東西線原木中山駅から自転車で帰宅途 中、右「F1」前路上にさしかかつたところ、同所に人が出ていたことから前記被害者とC1との揉み合いに気付き、さらに前記のように同女がシヤツターにぶつか るのを目撃し、被害者が女性に対し乱暴しているものと思い込み、同女を助けるべ く自転車から降りて右両名に近づきながら日本語で「やめなさい、その人はレデイ 一ですよ」などと叫び、被害者に背を向ける形で二人の間に割つて入つた。被告人が右場所に行く途中、被告人が何か勘違いをしていると感じた前記H1は、被告人 に近寄りながら、「なんでもないから、大丈夫ですよ」といい、また前記 E 1 も手 を左右に振りながら、「ちがいます」などと注意したけれども、被告人は、これに は何の反応をも示すことなく、尻もちをついている同女の両脇を抱えて助け起こそうとした。しかし、酔つていた同女は立ち上ることができず、「大丈夫ですか」と尋ねた被告人に対し、最初、「助けて」といい、次いで被告人が外国人であるのに気付き、「ヘルプミー、ヘルプミー」と叫んだところ、被告人は、同女の手をはなる。 して被害者の方を振り返り、両手を胸あたりの高さで被害者の方に向けて突き出す ようにしつつ若干被害者の方に近づき、次いで無言のまま、とつさに靴をはいたま まの左足の甲を使って被害者の右顔面付近に対し回し蹴りを加えた。そのため同人 はその場に後ろ向けに電信柱が倒れるように(証人J1)あるいは鉛筆が倒れるよ うに(証人M1)転倒し、その際左側頭部をコンクリート床に強打した。被告人は、その後、C1に対し、「大丈夫ですか」などと声をかけ、被害者が後ろ向けに 転倒し、同人の妻E1や前記「F1」の経営者G1らがかけ寄り救急車などと騒い でいるのを知りながら、「警察を呼んで」などといつたのち、その場から立ち去つた。被害者は、被告人の右暴行により左側頭部に長さ約一一センチメートルの骨 左硬膜外血腫等の傷害を負い、直ちに近くのB1病院に収容され手術を受ける など治療を受けたけれども意識が回復しないまま八日後の同月一三日脳硬膜外出血 及び脳挫滅により同病院で死亡した。以上の事実を認めることができる。

1、そこで検討するに、まず被告人の司法警察員に対する昭和五六年七月七日付供述調書中には、シヤツターの前に座り込んでいる女性の前に行き、そしてそばにいた男の方を見ると、その男は私に向つてボクシングのフアイテイングポーズを見せたので、自分に対しても暴行を加えて来ると思つた旨の供述記載、被告人の検察官に対する昭和五七年三月一八日付供述調書中には、女を助け起こそうとしたが起きようとする気配がないので手を離し、その直後、もし男が何か攻撃を加えてくるようならば相手を押し返そうという考えから、自分の体を右に回転させて両手を

2、 しかし、被害者は、前記のように、酩酊していたC1をなだめ連れて帰ろとしていたのであつて、たまたま同女が倒れシヤツターにぶつかる事態が発生抱たとはいえ、被害者が自宅にまで招いて親しく付き合いた同女に対し悪意も、内でであるに暴行を加えたものとは認められないた同女に対しまるでは、大び倒れた後、被害者が同女となおも揉みのたような状況は全く被害者に当ながからやかいたままであり、当時のようなないではなからなない。 当時のようないは全人で表別したのようないにではないとのようないにではなからないは、大きないではないとのはおり、このはおいたのとのはおいたのとののように、被害者がしたのはおいたのはおいたのとのにはないのみであり、同野証人は何事をとれば、被害者がたとしてを復記のように、被害者がファイテイングポーズのような姿勢をとったことはなかったのはないかとの疑念をしていていている。

4、 もつとも、所論が指摘するように、被害者が右フアイテイングポーズのような姿勢をとるのを見たと述べるのは被告人だけであり、他の周囲にいた者らはいずれも被害者が右のポーズをとつたことを見たとは述べず、かえつて原審公判廷において証人H1は、被害者は蹴られる前は手を下げていた旨供述し、同じく原審証

人E1も、蹴られる直前ではないけれども被告人が割つて入つてきたころ被害者は 手を下げていた旨供述し、また原審証人M1も、被害者が手を上げたりするのを見 ていない旨供述しているけれども、右証人らは、いずれも外国人である被告人が本 件に介入してきたという、事の意外な成り行きに注目し、被告人がC1を助け起こ そうとしていたころは、当然被告人及び同女の方に関心が集中していたと思われ、 前記証人H1も、絶えず被害者の方ばかりを見ていたわけではなく、被害者の方を 見た時には同人は手を下げていたが、同人を見ていない時にその手がどうなつてい たかはわからないとも供述しており、また、前記の蹴られる前に被害者は手を下げていたとの供述部分についても、被害者は後記のように蹴られる直前に被告人が近 づいて来て反射的に両手をあげたものであつて、右H1の視力は、左眼○・二、右 眼〇・一と悪く、前記のように現場は必ずしも明るくはなかつたものであるから、 右の動作を見逃がした可能性がないとは断定し難く、同女の目撃供述が細部まで絶 対的に信用することができるほど正確なものか若干の疑念なしとしないこと、証人 E1の前記証言は前記のように被害者が蹴られる直前のことをいうものではないこ 、また前記証人M1は、N1飯店前路上から本件を目撃したものであつて、本件 現場とは若干の距離があり、しかも現場は薄暗く、さらに同人が一方では、蹴られ る前に被害者がどんなことをしていたかについては「見ていない」とも供述してい るのであり、これらにかんがみると、同人の前記「被害者が手を上げたりするのは 見ていない」旨の供述も、これをもつて直ちに被害者が前記ポースをとらなかつた と断定する証拠とするにはその証拠価値に疑問があると言わざるを得ないこと、原 審証人J1も、所論指摘のとおり被害者が被告人に蹴られて倒れた状況を目撃して いながら、被害者がファイテイングポーズをとつたか否かについて何ら証言すると ころがないけれども、右の事実をもつて被害者が前記のような姿勢をとつたことが ないと断ずる証拠とはなし得ないこと、以上のような諸点にかんがみると 撃証人らの証言をもつて、直ちに被害者が前記のような姿勢をとつたことはないと 断ずることはできないものと言わなければならない。

5、以上のとおりであって、被害者は、C1に悪意を抱いて暴行を加えていたものではなく、同女に対しては勿論、被告人に対しても暴行を加えるべき動機・ 因は全くなく、またそのような雰囲気もなかつたものであつて、被害者は、C1に対しな事を前に出して近寄って来たため反射的に両手を胸の前辺りにあげて防禦をとったものであって、被告人やC1に対し攻撃を加える意図で右の姿勢をとったものであって、被告人やC1に対し攻撃を加える意図で右の姿勢をとったものではないと推認するのが相当であり、そのため自己がは害者との間に割って入って行ったものであり、被害者が両手を胸のが被害者との間に割って入って行ったものであり、被害者との間に上げたのがファイテイングポーズの姿勢のように見え、被告人やC1に回しりの行為に出たものと認めるのが相当である。

なお、被告人は、被害者と向かい合つた際、被害者は現実に殴りかかつてきた 旨、すなわち、被害者の手拳が自分の方に動いてきた旨供述するけれども(被告人 の原審及び当審公判廷供述)、被告人は、捜査段階ではそこまで供述しておらず (なお、本件捜査では被告人は身柄を拘束されていない)、被告人作成の前記供述 書においても、「握り締めた両手のこぶしを振り上げた」旨の供述記載があること に徴すると、被告人の右公判廷供述部分はたやすく信用することはできず、被害者 が被告人に対し殴りかかつてきたとは到底認めることができない。

以上のとおり、本件においては、急迫不正の侵害があつたものとはいえないものであるけれども、被告人は、急迫不正の侵害があるものと誤想して反撃行為に出たものというべく、結局、この点においては、右と同旨の認定をした原判決に誤りはない。

〈要旨〉三、 誤想防衛の成否について。〈/要旨〉

(一)、 右認定のように、本件においては急迫不正の侵害が存在したものとはいえないけれども、右の如く急迫不正の侵害があるものと誤認して防衛行為を行つた場合に、右防衛行為が相当であつたときは、いわゆる誤想防衛として事実の錯誤により故意が阻却され、犯罪は成立しないものと解するのが相当である。しかし、防衛行為が相当性を欠き、過剰にわたるものであるときは、少なくとも後記のように防衛行為の相当性を基礎づける事実につき錯誤の存しない本件の如き場合においては、事実の錯誤として故意の阻却は認められないものと解するのが相当である。ただこの場合においては正当防衛との均衡上、過剰防衛に関する刑法三六条二項の

規定に準拠して、刑の軽減又は免除をなし得るものと解するのが相当である(最高 裁昭和四一年七月七日第二小法廷決定・刑集二〇巻六号五五四頁参照)

なお、所論は、誤想防衛が成立するためには、右の相当性のほかに、 当時の客観 的事情からみて、犯人が認識(誤信)したような急迫不正の侵害があると誤想した では、近人が記載へはは、では、近人が記載へは、ことが相当と認められることが必要である旨主張するが、勿論錯誤の有無の認定は慎重になされる必要があることはいうまでもないけれども、所論のような相当性が認められることが誤想防衛成立の法律的要件であると言えないことは、誤想防衛が事実の錯誤の一場合であることから当然の帰結であると言わざるを得ず、前記最高裁判例も右の趣旨に出たものと解するのが相当であると考える。所論引用の東京監禁四和三二年七月一八日割決(京刊特報四第一四十五日三五七百)は、その前段 二年七月一八日判決(高刑特報四巻一四・一五号三五七頁)は、その前段 において「誤想防衛が成立するのは、犯人の認識した内容(誤想による侵害)が犯 人のなした反撃行為を已むを得ない防衛行為と認めさせる程度の急迫不正の事由に 該当するものであつて、且つ当時の客観的状況から見て、犯人がそのような急迫不正の侵害があると誤認したことが相当と認められることを要すると解すべきである」旨判示しているが、後段において「しかるに本件の場合のように被告人が相手方が右手をポケットに入れるを見て刃物をもつているものと誤信し、機先を制して ちに反撃に出たような場合は、被告人の認識した内容自体が未だ被告人のとつた反 撃行為を必要已むを得ないものと是認させる程度の急迫性があるものとは認められ ない」旨判示しており、要するに被告人が認識(誤信)した不正な侵害行為が急迫 性のあるものとは認められないとして誤想による防衛行為であることを否定したものであつて、従つて前段における判示中「犯人がそのような急迫不正の侵害があると誤認したことが相当と認められることを要する」とする部分は、いわゆる傍論であつて判例としての拘束力を有するものではないと解すべきである。また所論引用 の広島高裁昭和三五年六月九日判決(刑集一三巻五号三九九頁)が誤想防衛の成立 を認めるにあたつて、「しかも被告人の右錯誤については記録上これが同人の責に 帰すべき過失によるものとは認められない」と判示していることは所論指摘のとお りであるけれども、右の判示は誤想防衛の成立を認めて、傷害の訴因(一審は簡易裁判所)につき犯罪は成立しないとして無罪とするに当り、過失犯も成立しない旨を付加判示したものか、あるいは最少限度の要件とする趣旨で判示したものではないと解する余地もあるのであつて、所論のように錯誤に過失の存しないことが誤想防衛成立の要件であるとする趣旨であるかどうかについては疑問があるものと言わなければないない。 なければならない。

以上のとおりであつて、右の所論は採るを得ない。

 $(\square)$ そこで、右被告人の行為が防衛行為として相当であつたか否かについ て検討する。

1、 まず、所論は、原判決は、被告人が相手を即時に転倒させる危険性の高い足払いや急所に打撃を与える急所蹴りを用いず、回し蹴りを用いており、しかも本件では被告人は足の虎趾(足の親指爪先裏付け根の堅い部分)を使わず、より威力 まず. の劣る足の甲の部分で打つたものであつて、通常打たれた者において簡単に倒れる ほど強力なものではなく、現に被害者の右顔面付近には何らの損傷も生じておら 被害者が転倒したのは、同人が相当酔つていたためと不意打ちであつたためで あり、たまたま打ちどころが悪かつた点も重なつて被害者が死亡したものであるこ 被告人は相手をひるませて攻撃の阻止を企図したもので、転倒させることまで 意図して本件行為に出たものではなく、本件の結果は予想外の結果であつたこと、 以上のような事実が認められるとし、被告人が被害者に対し回し蹴りの反撃に及ん だ行為は、相互の行為の性質、程度その他当時の具体的な客観的事情に照らして考 察するならば、C1及び被告人の身体を防衛するためにやむを得なかつたものと言 うべく、防衛手段としては相当性を有するものであつて、防衛の程度を超えた行為 ということはできない旨判示しているけれども、本件は空手三段の被告人が、被害 者を蹴倒す意図のもとに被害者に歩み寄つて、その得意技である左回し蹴りによつて被害者の顔面を狙い打ちし、一方、武術の心得がなく、しかも、何らの準備も防備もしていなかつた被害者は、右を防ぐすべもなく、回し蹴りを右顔面付近にまともに受けて棒倒しの状態で転倒し死亡するに至つたもので、右は単に打ち所が悪からなり、などである。 つたなどの事情が重なつた偶然の結果と目すべきものではなく、その際、被害者が 仮りにフアイテインクポーズのような姿勢をとつたにしても、被告人において右行 為に及ぶ必要は全くなく、これがやむを得ない反撃行為でないばかりか、相当性を 著しく逸脱する行為であつたことが明らかであると主張する。 2、本件各証拠によれば、被害者は空手を習得したことがあるものとは窺われ

ず、また当時何らの兇器も所持せず素手であつたものであり、前記認定のように 同人が防禦のため両手を胸の前辺りにあげたのを、ファイティングポーズのような 姿勢をとり、暴行を加えようとしたものと誤信した空手三段の腕前を有する被告人 が、防衛のため、得意技である左回し蹴りを加えて被害者の右顔面付近に命中さ 転倒させて死亡するに至らせたものであるが、そもそも空手の回し蹴りは、 撃必殺ともいわれる空手の攻撃技の一つであつて、身体の枢要部である頭部、顔面 を狙うものであるうえ、制御しにくい足技であるだけに、命中すれば場合によって はその打撃により直接頭部等に損傷を与え、あるいは相手を転倒させる可能性も十 分にあり、その際、打ちどころによつては重大な傷害や死の結果も発生しかねない 危険なものであり、かつてO1連盟においてこれを禁止しようとする動きがあつた こと(当審公判廷における証人P1の供述)に徴しても、急所蹴り、足払いに較べ 危険性の低いものであるとは必らずしもいいがたいように思われる。被告人は、相 手を転倒させるつもりはなく、相手を驚ろかす目的で足の甲で最低の力で蹴つた旨 供述するけれども(被告人の原審及び当審公判供述)、単に驚ろかせてひるませる のが目的であつたのであれば三段の腕前をもつてすれば、相手の顔面に蹴りを命中させることなく、その直前でこれを止めること等で十分に目的を達することが出来たものと考えられるのに、顔面付近をねらつて左回し蹴りを行つて命中させている こと、被告人はとつさに自己の得意技である左回し蹴りを行つたものであること 回し蹴りを受けた被害者は前記のように尻もちをつくような形ではなく、「電信柱が倒れるように」「鉛筆が倒れるように」後方に倒れ、左側頭部をコンクリートの 路面に強打し、致命的傷害を負ったこと、当時被害者は飲酒した後であったとはいえ、さほど酩酊している状態ではなく、C1をなだめるなど同行者の中ではしつかりしていた方であり(原審証人H1、同E1の各供述)、わずかの衝撃を受けて転 倒するほどは酩酊していなかつたものと認められること、被告人は、身長が約一八 〇センチメートル(五フイートーーインチ)、体重も八〇キログラムをこえるとい う巨漢であつたから、空手の技を用い足で蹴る以上、ある程度力を加減したとして も、身長約一六〇センチメートル、体重約六〇キログラムの被害者に対してはなお 相当の衝撃を与えることになると思われること、被害者の右顔面付近に挫傷、皮下出血等の怪我が存在したとは証拠上認められないものの、担当医師は当時被害者の 救命措置に必死だつたため細部まで外傷の確認ができなかつた事情があり、被害者 の右顔面に何らの損傷もないことが確認されたものではない事情があるこ 証人Q1の供述)、回し蹴りが前記のように顔面・頭部という身体の枢要部を蹴る ものであるのに制御がむずかしく、絶えず相手を転倒させる危険性を伴う危険な技 である以上、よほどの熟達者でなければ相手を転倒させない程度に確実に自己の力 を制御することはきわめて困難であると思われることなどの事情に徴すると、 者が前記のような構えをしていたにもかかわらず、全く不意を突かれたように蹴りを受けて転倒し致命的傷害を負つたことは、いかに足の甲の部分で打つたとはいえ、被告人の蹴りが敏速であり、かつ、相当の衝撃力、威力を伴つていたことを示すものと言わざるを得ず、相手を驚ろかす目的で最低の力で蹴つたとの被告人の供 述部分をそのまま信用することはできない。原判決は、足の甲で打つた回し蹴りでは相手は簡単には倒れない旨及び本件の結果は予期せざる意外な結果であった旨説 示するけれども、足の甲で蹴つた場合であつても、体重が加わつたり、あるいは技量のある者が足の虎趾を使うのと同じように強いイソンパクトを相手に与えたような時には相当の威力を有するのであつて、足の甲で蹴つた方が虎趾よりも威力が劣るとは必らずしもいいがたいし(原審証人R1、当審証人R1の各証言)、本件は、空手三段の腕前を有する被告人が、空手について素養があるとは窺えない被害などない。 者に対してとつさに空手技の中でも危険な回し蹴りを用い、しかも相手の顔面付近 に命中させたものであり、以上のように蹴つた者の技量、彼我の体格、蹴られた部 位、その時の相手方の状況等によつては、本件のように転倒することのあり得るこ とは容易に肯認し得るところであり、また、被告人も、場合によれば被害者が転倒する可能性のあることも当然認識していたと認めるほかはない。
また、被告人は、当時の状況において回し蹴りをする以外に方法がなかつたとも

また、被告人は、当時の状況において回し蹴りをする以外に方法がなかつたとも供述するけれども(被告人の原審及び当審公判供述)、そもそも空手の技は危険なものであつて社会一般の生活において容易に用いるべきものではないのであり、本件において相手方は兇器を所持していたわけでもなく素手であつたものであつて、前記のようにフアイテイングポーズのような姿勢をとつたに過ぎないのであり、また、被告人は体力的にもはるかに勝り、しかも空手等の武道の修練を積んでいたのであつて、被害者に対し優位にあつたことが窺われるのであり、相手に対し警告の

声を発するなり、腕を引き続きさし出すなり、回し蹴りをするにしても相手の身体に当てないようにするなりして相手の殴打行為を押し止め、あるいは相手が殴打してきた段階でその腕を払うなり、つかまえるなり、もしくは身を引くなり、防衛のためには採るべき方法はいくらでもあつたと考えられ、回し蹴りの空手技を用いる以外に方法がなかつたものとは到底認めることができない。

3、以上認定のような諸事情のもとにおいては、被告人の本件行為は、明らかに防衛行為としての必要かつ相当の限度を超えたものというべく、相当性を欠くものであることは明らかである。そしてまた、防衛行為としての相当性を基礎づける事実、すなわち、前記のような回し蹴りを行うことについては被告人の認識に錯誤の存しないことも明らかであり、従つて少なくとも右のような事情のもとにおいては、本件行為については誤想防衛は成立せず、いわゆる誤想過剰防衛が成立するに過ぎないものといわなければならない。

結局、被告人の本件行為は防衛行為として相当性に欠けるところはなく、誤想防衛として被告人の故意が阻却されるとした点において、原判決には、判決に影響を及ぼすこと明らかな事実誤認ひいては法令の解釈適用を誤つた違法があり、原判決は破棄を免れない。論旨は理由がある。

四、 そこで、刑訴法三九七条一項、三八二条、三八〇条により原判決を破棄 し、同法四〇〇条但書に従い、次のとおり自判する。

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和五六年七月五日午後一〇時二〇分ころ、帰宅途中、千葉県市川市 a b T 目 c 番 d 号先路上にさしかり、酩酊した C 1 とこれをなだめていた A 1 に 当時三一年)とが揉み合ううち同女が同所倉庫の鉄製シヤツターにぶつかのしまったのを目撃して A 1 が同女を助け起こそうとしたものの、 同女を助けるべく両者の間に割つて入り、同女を助け起こそうとしたものの、 同女を助けることができず、次いで右 A 1 の方を振り向きを同人の方に近づいた際、同人がこれを見て防禦ポーズの場をして、 方に近づいた際、同人がこれを見て防禦ポーズの場をとて B 1 は である左回し蹴りをして、 左足を同人の右顔面付近に当て、 同人を方に転倒させる暴行を加えて同人に 頭蓋骨骨折等の傷害を B 1 病に といて、 同人を右傷害による脳硬膜外出血及び脳挫滅により死亡するに至らばたものである。

(証拠の標目)(省略)

(法令の適用)

なお、原審において、弁護人は、被告人の本件行為は正当防衛にあたり、仮にそうでないとしても、被告人は、周囲の者が傍観しているだけで誰もC1を救おうとしなかつたため、キリスト教的隣人愛に基づき、右情況を見すごすことができず本件行為に及んだものであつて、被告人には、他に適法な行為に出ることの期待可能

性がなかつた旨主張するけれども、本件について正当防衛が成立しないことは前記判示のとおりであり、また、被告人が善意から本件に介入したものであることは明らかであるけれども、前記認定のように被害者はC1に不法な暴行を加えていたものでもなければ、周囲の者が所論のように傍観していたものでも毛頭なく、被告人は軽々しく事態を誤認したものであつて、今少し注意を払えば当然本件で生じていた事態を正確に把握し、本件の結果は避け得たものであるのみならず、C1を被害者の暴行から救う意図であつたとしても、当時の状況に照らし、その目的を達成するために、本件行為に出る以外に被告人に他の適法行為に出る期待可能性がなかったとは到底いえない。

たとは到底いえない。 弁護人の主張は採るを得ない。 よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 佐々木史朗 裁判官 竹田央 裁判官 中西武夫)